

資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）の概要

「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 65 号）」における金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。